

平成 2 5 年第 8 回教育委員会

定例会会議録

平成 2 5 年 8 月 5 日

東久留米市教育委員会

平成25年第8回教育委員会定例会

平成25年8月5日午前9時31分開会
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (3) 平成26年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
 - (4) 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について
 - (5) 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について
 - (6) 「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
 - (7) 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について
 - (8) 諸報告
 - ①第26回（平成25年度）圏域美術家展実施要項について
 - ②その他

出席委員（4人）

委員 長	井 上 敏 博
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	尾 関 謙 一 郎

（欠員1人）

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育長職務代理者教育部長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	稲 葉 勝 之
生涯学習課長	山 下 一 美
主幹（国体担当）	傳 智 則
図 書 館 長	岡 野 知 子
統括指導主事	末 永 寿 宣
指 導 主 事	大久保 順 子
指 導 主 事	宮 沢 英 輔
特別支援学級一般図書 選定調査委員会委員長	稲 垣 達 也

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

◎開会及び開議の宣告

(午前9時31分)

- 井上委員長 これより平成25年第8回教育委員会定例会を開会します。本日は定足数を満たしていますので会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は矢部委員にお願いします。
- 矢部第一職務代理者 承知しました。
-

◎会議録の承認

- 井上委員長 7月10日に開催した第7回定例会及び7月25日に開催した第6回臨時会の会議録をご確認いただいたところ、矢部委員からご指摘をいただきました。そのほかお気づきの点はありますか。特になければ異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。
-

◎議案の追加・会議の進め方

- 井上委員長 本日の追加議案及び会議の進め方について、事務局から説明があります。
- 林総務課長 「議案第54号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第56号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」「議案第57号 東久留米市立図書館管理運営規則の一部改正について」「議案第59号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」の4件を追加議案としてご審議いただきたく、よろしく申し上げます。

なお、本日は諸報告においても人事案件がありますので、議案の審議に続き報告させていただきます。

- 井上委員長 ただ今の件、ご了承いただけますか。それでは異議なしと認め、新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配付)

- 井上委員長 本日の議事に入る前に、私から一言申し上げさせていただきます。長年大変にご尽力をいただいた永田教育長が7月31日で任期満了となり、退任されました。改めて、そのご活躍に感謝を申し上げます。

本日現在、教育長としての職務を果たしていただく教育委員会委員は選任されていません。については教育委員会の規則に基づき、8月1日から、東教育部長には、教育長職務代理者として就任していただいていますことを報告させていただきます。東教育部長におかれましては、今後ともご尽力のほどよろしくお願いいたします。

- 東教育部長職務代理者 よろしく申し上げます。
-

◎傍聴の許可

- 井上委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 林総務課長 いらしていません。

- 井上委員長 人事案件の審議終了後にいらっしゃいましたらお入りいただきます。
(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)

◎議案第55号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第3、「平成26年度東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」に入ります。教育長職務代理人から提案理由の説明をお願いします。

○東教育長職務代理人 「議案第55号 平成26年度東久留米市公立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、上記議案を提出する。平成25年8月5日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理人、教育部長、東淳治。提案理由ですが、平成26年度に東久留米市立小中学校特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行う必要があるためです。詳細については指導室長から説明します。

○加納指導室長 本日の教科用図書の採択に当たっては、東久留米市教科用図書採択要綱第15条第2項に特別支援学級で使用する教科用図書の採択について規定があります。この規定に基づき、事務手続きを進めてきました。委員には各校から申請のありました調査資料を配布しており、中央には見本本を用意しています。

それでは審議に当たり、特別支援学級教科用図書選定調査委員会（以下「調査委員会」と略す。また、同委員会委員長については「調査委員会委員長」と略す）の稲垣調査委員会委員長から説明していただきたいと思いますが、よろしいですか。

- 井上委員長 ここで暫時休憩します。稲垣調査委員会委員長にお入りいただきます。
(午前9時43分休憩)
(稲垣調査委員会委員長着席)

(午前9時43分再開)

○井上委員長 再開します。稲垣調査委員会委員長におかれましては、このたび、一般図書の調査についての取りまとめをしていただきありがとうございました。それでは調査の経過報告をお願いします。

○稲垣調査委員会委員長 平成25年度の教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました、第三小学校校長の稲垣です。よろしく申し上げます。先ず、委員会の開催経過と協議の内容をご説明します。先の5月16日の木曜日、午前11時から、第1回教科用図書選定調査委員会を開催しました。特別支援学級設置校の小学校4校と中学校2校から6人の校長が出席し、委員長を選出しました。その結果、私とその任を受けました。続いて、教育委員会事務局から趣旨説明があり、特別支援学級設置校別資料作成委員会に資料の作成を依頼することとしました。7月22日の月曜日、午後2時30分から、第2回教科用図書選定調査委員会を開催し、各学校が教科用図書として使用を希望する一般図書の調査資料についての検討に入りました。その際、本調査委員会では教科用図書採択要綱実施細目により、「①内容、②構成・分量、③表記・表現、④使用上の便宜」の4観点に加え、次の観点を念頭に、資料が適切かどうかの調査を行いました。1つはそれぞれの障害の程度が違うので実態に応じて最もふさわしい内容のものを選定すること。2つは可能な限り系統的に編集されており、教科の目的に沿う内容を持つ図書であること。3つは上学年で使用する事となる教科用図書と

の関連性を考慮すること。さらに、教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。例えばカセットテープ、ジグソーパズル型、切り絵工作型などの図書としての体裁をなしていないものは除いています。

その結果、各校から選定された資料は適切であると判断されました。お手元には各学校から申請が出ている特別支援学級教科用図書一覧と、調査委員会で適切であると判断された調査資料を配布しています。また、若干の見本も用意していますのでご参考にしてください。

- 井上委員長 ただ今、経過の説明がありました。何か伺うことはありますか。
- 松本第二職務代理者 一般図書の選定に当たっての留意点についてはよく分かりました。それを踏まえた上で各校の資料を見ると「ゆっくり学ぶ子のための国語」という表現が目にとまるのですが、一般図書の特徴について教えてください。
- 稲垣調査委員会委員長 身近な素材を使い、児童・生徒が親しみやすい内容になっていること、また、シリーズものになっていて学年が上がっても対応できるように、内容が系統的に配置されていることが特徴になります。
- 松本第二職務代理者 分かりました。一方では検定本も教科書として使っているんですね。
- 稲垣調査委員会委員長 学習の修得状況に応じて、低学年の検定本が適当である場合があります。また、通常学級と交流学习を実施している場合は他の子どもたちと同じ教科書を使用し学習することで学習意欲が高まり、理解が深まる場合もあり、個に応じて検定本を使用しています。
- 尾関委員 関連して伺います。検定本となると一般児童と同じ本になります。第三小学校では1年生、3年生、6年生の国語と算数で6年生の検定本を使用するとなっていますが、6年生の検定本になると相当内容が難しいのではないですか。
- 稲垣調査委員会委員長 第三小学校の6年生は多数在籍しており個人差が相当大きく、一般図書の絵本を使用する児童もいれば、国語と算数で理解が進み検定本を使用できる児童もいます。保護者の要望や児童の状況を総合的に判断し、検定本を使用することが当該児童の学習に適していると判断しています。
- 尾関委員 第七小学校では3年生は国語、算数、理科が一般図書ですが、社会だけが検定本になっているのはどういう理由からですか。
- 稲垣調査委員会委員長 3年生の社会は地域の学習が中心となっています。教室から地域に出て実際に歩きながら学習する場合、一般図書よりも検定本のほうが特別支援学級の学習内容としても適しているため、検定本が選定されています。
- 矢部第一職務代理者 小学校の詳しいご説明ありがとうございました。中学校の一般図書について伺います。小学校との接続をどのように留意して選定されているのですか。
- 稲垣調査委員会委員長 小・中学校相互の授業を見学し、小学校の担任と連携し、打ち合わせをした上で選定しています。小学校で学習してきた内容や方法を引き継ぐことにより、繰り返しを避け、基礎・基本の学習を大切にしながらさらに積み上げることを狙い、選定しています。
- 矢部第一職務代理者 児童・生徒の実態に合った一般図書を活用するということが、検定本や文部科学省著作の教科書を使わずに一般図書を教科書として使う割合は増えてきているのですか。
- 稲垣調査委員会委員長 児童・生徒の障害の程度は多様化・複雑化の傾向にあります。教科

書についても一般図書を教科書として使う割合が年々増加し、その種類も多岐にわたっています。

○矢部第一職務代理者 在籍する生徒がいないため選定に当たってはご苦勞があったのではないかと思います。新設される西中学校の教科書はどのようにして選定されたのですか。

○稲垣調査委員会委員長 開設準備委員会の中に作業部会を設定し、選定作業に当たりました。委員ご指摘のように入級する生徒が決まっていませんので、個に応じた一般図書を選定するに当たっては、多方面のご意見をいただく必要がありました。そこで、市内の特別支援学級の担任や都立清瀬特別支援学校のコーディネーターや管理職、学芸大学附属特別支援学校のコーディネーター等の専門家の意見を集約して選定しました。

○井上委員長 稲垣先生には選定調査委員会の取りまとめとともに、本日お忙しい中、教育委員会でご説明いただき、さらにわれわれの質問に対してお答えをいただきありがとうございました。ここで稲垣調査委員会委員長は退席とさせていただきます。暫時休憩します。

(午前9時54分休憩)

(午前9時54分再開)

○井上委員長 再開します。これより、改めて各委員のご意見や事務局への質問があれば伺います。

○松本第二職務代理者 改めて事務局に伺いますが、教科書として一般図書を使うことの良さはどこにあるとお考えですか。

○加納指導室長 一般図書は写真や絵が豊富に使われ、ビジュアル化されています。その特徴をいかして児童・生徒の興味や関心を引き出したり、より詳しく説明したいという場面で活用できると考えています。児童・生徒の学習意欲を喚起させ、知識・理解の習得に役立つことが期待されます。

○尾関委員 一般図書は多種多様であり、児童・生徒の発達段階に合ったものを選び出すのは非常に大変だと思います。どのような基準があるのでしょうか。

○加納指導室長 発達段階をおおよそ3段階に分け、一般図書の選定に役立てています。その段階とは、1つは話し言葉はないが物事への興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階。2つは話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念がわかる段階。3つは簡単な読み書きが可能であるが学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階です。

○尾関委員 発達段階に応じてどのように選定するのか、具体的な手段や方法についても伺います。

○加納指導室長 選定するための手だてですが、特別支援学級担任研修会において、水道橋にある東京都教職員研修センターの教科書センターに行き、教科書展示会に参加しています。そこで、より多くの選択肢の中から選定ができたと考えています。

○矢部第一職務代理者 再度、西中学校について伺います。選定システムについては調査委員会委員長から説明がありましたが、実際に児童・生徒の実態に合った教科書を選ぶということで、生徒が決定していない西中学校の教科書の選定についてはどのように生徒の実態把握に努められたのか、改めてご説明いただければと思います。

○加納指導室長 ご指摘のとおり、まだ入学する生徒が確定していませんので、詳細な情報はありません。ただし、市内小学校固定学級に在籍する6年生及び通常学級に在籍している6年生のうち、就学相談にかかっている児童についての情報を総合的に勘案して、基礎・基本の内容を中心

に取り扱っている文部科学省著作教科書を使用するようにしました。また、中学2年生と3年生については、既存の特別支援学級からの転入生と想定されるため、生徒の実態を把握している教員が選定に当たっているため、実態に即した一般図書を選定できたと考えています。

○井上委員長 大切なポイントや具体的な問題について質問を出していただき、先ほどの調査委員会委員長や指導室長からお答えをいただきました。

これで質疑を終了し、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ採決に入ります。ここで、採決についてお諮りします。先ほど、調査委員会委員長から学校ごとに報告をしていただきましたが、採決についても1校ずつ行い、賛成の委員の挙手を求めたいと思いますがよろしいですか。異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。「議案第55号 平成26年度東久留米市立公立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」の採決に入ります。

第三小学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。第七小学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。神宝小学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。南町小学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。続いて、中学校に入ります。東中学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。西中学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。中央中学校の教科用図書はこの一覧にあるものでよろしいですか。全員賛成であり承認されました。以上、各委員のご賛同を得ましたので、議案第55号は可決することに決しました。

この特別支援学級教科用図書の採択は特別支援学級の教育の重要性にも鑑み、大切な案件です。本日定例会にご出席いただいた稲垣調査委員会委員長をはじめ、同委員会の先生方ほか多くの方のご協力をいただき採択を終えることができました。ここで御礼申し上げます。

◎議案第56号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第4、「議案第56号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 「議案第56号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年8月5日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、市公立小・中学校の公文書の管理において文書の利用に関して規定を追加するとともに、引用条項等の規定を整備する必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○林総務課長 3枚目の新旧対照表をご覧ください。第24条の中に、公文書の校外持ち出しの禁止規定を入れています。また、校長に、持ち出す場合の盗難・紛失防止措置を講ずることを規定しています。その他、第7条では市の文書管理規程の改正に伴い、引用条文等が変わっているための改正などを行っています。

○井上委員長 これで質疑を終了し、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第56号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、議案第56号は承認することに決しました。

◎議案第57号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第5、「議案第57号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 「議案第57号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年8月5日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、平成25年10月1日から利用登録要件、貸出点数及び貸出停止処分について変更するため、規定を整備する必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

○岡野図書館長 平成25年10月から図書館の管理システムが更新されることに伴い、これまでのバーコードによる管理からICタグによる管理に変わることで、貸し出しの自動化等が可能になります。3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第5条は図書館で貸し出しをするための登録者の要件を定めています。このうちの第4号の「多摩北部都市広域行政圏内の図書館が発行する多摩六都・図書館共通利用カードを所持する者」を削除します。近隣5市の多摩六都で協定を結んでいる市はさらに隣接する市と協定を結んでおり、現在の規則では、多摩六都共通の利用カードを持っていれば東久留米市とは協定していない市の方でも利用できます。これは多摩六都の他市にはない規定であったことから、市民を優先する利用形態にするため、「相互利用の協定を結んでいる市民」までが「本市の図書館で貸出利用できる者」と改めます。

第9条第3項については、新たに、図書館の貸し出しのための利用カードの有効期限を加えるものです。利用カードの更新についてはこれまではシステム更新の折などに随時行っており、また、団体貸出については当該年度で更新する運用になっています。今回、システムを更新することにより有効期限等を設定できるようになりました。住所や資格要件の変更等を確認するため、「利用カードの有効期限は、個人にあつては登録の日から3年間、団体にあつては登録の日から当該日の属する年度の末日までとする」という第3項を加えます。

次の第11条は自動貸出の導入及び多くの読み込みが一度にできるようになったため、貸出件数及び期間を変更してサービスの拡大を図ろうというもので、今回の改正の一番大きな内容になります。現行の貸出冊数は個人が8点以内、団体が構成員1人につき3点で100点を限度と定めていますが、改正案では図書は20点、視聴覚資料のうちCD・カセットテープについては10点、ビデオ・DVDについては1点とし、貸出期間も全て2週間に統一するというものです。この内容については別表で整理しています。

第12条第3項では、これまで「図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、館長は、状況により一定の期間、図書館資料の利用を停止することができる」と規定していましたが、現行では運用することはありませんでした。しかし、システムの更新により期限を過ぎた方の利用を自動的に停止することが可能になったため、貸出冊数を増やすことに対応して期限内に利用していただき、期限内に返せない方については「貸出期間の末日から14日を経過してもなお当該資料を返却しなかった利用者に対し、図書館資料の貸出を停止することができる」という規定を考えています。

第14条は郵送における貸出点数です。第11条の規定を変更するため、視覚障害者のための郵送による貸し出しについても同様に20点と変更するものです。以下、第18条、第19条、

第20条については今回の規則改正を機に適切な文言の表記に改めています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○尾関委員 第5条について伺います。東久留米市と直接協定を結んでいない市の方が利用できなくなるということですが、対象となる市は幾つぐらいありますか。

○岡野図書館長 近隣のつながりで東村山市は東大和市と、西東京市は武蔵野市や練馬区等と協定を結んでいます。正確には今お答えできませんが、隣接している市と考えていただければと思います。

○尾関委員 その市の方が仮に東久留米市を利用していた場合に、今後は利用できなくなるということですね。

○岡野図書館長 そうです。

○尾関委員 その際、その市に対して、「該当される方に周知してもらいたい」という要望はしているのですか。

○岡野図書館長 今のところはしていません。

○尾関委員 1人いるのかどうかも分かりませんが、公立図書館のサービスというものは市民にとっても重要なものだと思うので、「(その市の)市民にきちんと周知してもらいたい」ということを当該市に伝えておいていただきたいと思います。

○岡野図書館長 承知しました。

○矢部第一職務代理者 関連して伺いますが、多摩北部都市の広域行政圏の方はこれまでどおり利用できるわけですね。その方たちは今までは多摩六都の共通利用カードを見せて利用していたわけですが、10月以降はそれが有効ではなくなるため、多摩六都在住であるという証明が別に必要になるのですか。

○岡野図書館長 第5条第4号は「多摩六都に住んでいなくてもカードを持っている人」という規定ですので、多摩北部都市広域行政圏または新座市に居住する方については本市のカードでも別の市のカードでのどちらでも、住所を確認した上で登録いただいています。

○矢部第一職務代理者 3と4の兼ね合いで、多摩六都在住で「共通カードが便利だからこれで手続きしておこう」という方がいたときに、それが今度だめになったら改めてまた手続きが必要なのだと思いますが、そういうことはないということですね。分りました。

第11条の団体貸出が3カ月から2カ月に変更になる理由について伺います。また、学校が調べ学習で団体貸出を利用しているケースがあると思いますが、便宜性に支障をきたすことはありませんか。

○岡野図書館長 現行では団体貸出は3カ月以内で運用しています。団体貸出の対象には一般市民による読書グループ等も登録されており、学校や児童館等の団体と限定されていません。一般の読書会でお読みになる場合も借りられます。3カ月の運用の場合、要望の高い本が多くの方に順番が回りにくいこともあり、グループで学習という場合でも2カ月が適当ではないかと考えています。なお、学校への団体貸し出しについても、各学校で同時期に同内容の学習を行うこともあり、現行でも期限は3カ月と定めていますが「少ない資料を皆さんで効率よく利用していただくため1カ月ぐらいで返却をお願いします」という運用を行っています。今回のシステム上の運用でも「学校は1カ月」と考えています。

○矢部第一職務代理者 第12条第3項では「状況により一定の期間、停止することができる」とありますが、改正案ではその停止期間については特に規定されていませんがどのようにお考えで

すか。

○岡野図書館長 資格停止という処分に当たることになりますので慎重に考えました。要するに、「返さないうちは借りられないし予約もできない」という運用になりますが、返却していただければ自動的に解除されるものです。システム上、未返却になってから14日を経過した方については読み込みができなくなりますが、お返しいただければ自動的に解除されるシステムです。

多くの方にルールを守って利用していただくため、資格停止に当たる内容は規則で定めておく必要があると考え、期限後14日間経過で停止としました。貸出期間は2週間あり、さらにそこから延長の手続きも自動で行え、さらにそれを過ぎて2週間返さなかった方にはお返しいただくまで次の本は借りられないということです。

○井上委員長 これで質疑を終了し、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第57号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって、議案第57号は承認することに決しました。

◎議案第58号の上程、説明、討論、採決

○井上委員長 日程第5、「議案第58号『平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書』の策定について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明をお願いします。

○東教育長職務代理者 「議案第58号 「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」、上記議案を提出する。平成25年8月5日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられたためです。

補足説明をさせていただきます。「平成25年度（平成24年度分）」の点検及び評価報告書については昨年からの協議を重ね、先月の有識者への説明会を経て、評価もいただき、お手元に配付させていただいたとおり、報告書としてまとめました。有識者からのご意見については50ページ以降に掲載しています。本日は議案として上程させていただき、ご承認をいただきましたら、9月の市議会開催中に議会に配付し、その後、図書館や市政情報コーナー、市のホームページ等で市民へ公表していくスケジュールとなっています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 この間、資料の調整や取りまとめをしていただきありがとうございました。特に、要望のあった有識者への説明や視察を実施していただいて良かったと思います。その甲斐もあり、お二人の先生からもおおむね良い評価をいただき安心しました。ただし、お二方から「教育振興基本計画については積極的に取り組んで進めてほしい」とのご意見が添えられています。残された今年度の中に、ぜひ良い形で計画を取りまとめたいと思っています。

○東教育長職務代理者 ありがとうございます。教育振興基本計画に関してはこの8月20日に市民懇談会を予定しています。しかし、現在、教育長が不在であるため、どういう形で最終的に教育振興基本計画としてまとめたいのか。できるだけ早い時期に策定したい思いはありますが、教育長人事とも絡めながら対応していくことになると思います。

- 井上委員長 点検評価報告書については、毎年、われわれも力を入れて充実させてきました。特に、外部委員の有識者の先生方からのご提案もいただいて、今年度は評価の観点や今後の方向性についてもより具体的に示せるようになりました。到達状況や課題点が明確になり、総合的・系統的に点検評価が行われ、かつ、市民により分かりやすい形で公表できていると思います。
- 尾関委員 有識者のご意見にもありましたが、「今後の方向」でチェックを付けただけで終わらないようにしてもらいたいと思います。「拡充」と入れた項目もありますから、実際にこれをもとに進めていっていただければと思います。
- 井上委員長 これで質疑を終了し、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第58号『平成25年度(平成24年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書』の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって、議案第58号は承認に決しました。

◎議案第59号の上程、説明、討論、採決

- 井上委員長 日程第7、「議案第59号 平成25年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」を議題とします。教育長職務代理者から提案理由の説明をお願いします。
- 東教育長職務代理者 「議案第59号 平成25年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について」、上記議案を提出する。平成25年8月5日提出。東久留米市教育委員会教育長職務代理者、教育部長、東淳治。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については担当課長から説明します。
- 林総務課長 資料の順に説明します。総務課では「災害時学校備蓄品」の購入を予算要求しています。これは東京都帰宅困難者対策条例に基づき、災害時に教職員用として3日分の飲料水と非常食、さらに毛布の予算要求をしています。児童の分については、東京都帰宅困難者対策条例には直接規定していませんが、実際に学校に留め置いた場合の対策をとる必要があるということで予算を要求しています。数量については児童・生徒の2割に対して1日分の飲料水と非常食、さらに毛布になります。全体としては816万9,000円の補正予算の要求になります。
- 東教育長職務代理者 学務課長は本日公務で出張していますので、私から「幼稚園使用料について」、説明させていただきます。閉園となった市立幼稚園の使用料については前年度の収入未済額を考慮し平成25年度予算の見積もりを行っています。平成16年度から20年度までに生じた当該債権について民法の消滅時効2年間が経過したため、昨年度の市議会の議決を経て、この3月に債権放棄を行いました。これに伴い106万円の減額を行うものです。
- 加納指導室長 指導室の予算要求について説明します。「外部人材活用モデル事業」は東京都教育委員会が公立小・中学校等における外部人材を活用したキャリア教育の推進を図るための研究を目的として実施しているものです。東京都から指定を受けた学校は上限が50万円の範囲で事業を行うことができます。本市では久留米中学校が指定を受けました。歳入及び歳出額は50万円で、全額が東京都教育委員会からの支出金になります。なお、事業効果を高めるため夏季休業期間前に当該事業を実施したいという学校側の意向を受け、先に予算流用で対応しています。「言語能力向上推進事業」は、東京都教育委員会が児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し生きる力を育むために言語能力向上推進校を指定し、言語能力の向上を図る事業を行って

るものです。指定を受けた学校は委託費を活用して3カ年事業を実施しますが、本市では平成23年度から第三小学校が指定を受けています。なお、当初の計画では第三小学校のみの予定でしたが、平成25年度から第九小学校も指定を受けています。歳入及び歳出額は59万9,000円で、これも全額東京都教育委員会からの支出金です。なお、第三小学校については図書館活動を通じて言語活動を行っており、平成25年度から学校図書館運営支援業務委託を開始したことから、委託費の範囲で一部組みかえを行っています。「学校相談員配置事業」は、東京都教育委員会による学校相談員配置を補完するものです。全小・中学校に学校相談員を配置して児童や保護者との相談を通し、いじめや不登校の問題改善を図ってきました。平成24年度は中学校7校と小学校9校に東京都による学校相談員が配置され、東京都の配置がされていない小学校4校に市の一般財源により教育相談員を派遣してきました。平成25年度についても小学校4校分の予算措置を行いましたが、東京都教育委員会により公立小・中学校全校に学校相談員が配置されることとなったため、計上していた歳出予算176万1,000円を減額するものです。「教育センター維持管理事業」についてですが、相談事業、不登校対策事業、学校運営のサポートなどを行っている教育センターには平成24年度まで東京都の非常勤職員が5人配置されており、25年度も5人の配置を見込んでいましたが3人の配置となりました。削減された2人は教育センター学校支援室において各種研修会の支援及び研修室管理などの職務を担っており、運営に欠かせないポストであったため、平成25年4月からは臨時職員の賃金を活用し、5人の臨時職員を6カ月間雇用してきました。10月以降も教育センター学校支援室の安定運営を図るため、4月から雇用している臨時職員を継続して雇用したいことから、人件費に係る歳出予算を293万4,000円増額するものです。「スポーツ推進校事業」についてですが、東京都教育委員会は児童・生徒の健康増進や体力向上を図るとともに、国民体育大会やオリンピックをはじめとするスポーツ大会などの意義と役割を正しく理解し、運動に積極的な取り組みを行うスポーツ教育推進校を指定して事業を行っています。当初の計画として小学校7校の実施を見込んで予算要求を行っていましたが、小学校2校と中学校1校の指定となったことから歳入については200万円の減額、歳出については小学校費から250万円を減額し、中学校費は50万円を増額する内容の補正を行うものです。全額、東京都からの支出金になります。「理数フロンティア校事業」についてですが、この事業は平成25年度から東京都教育委員会が理数教育に先進的に取り組む小・中学校を理数フロンティア校として指定し、各市町村における理数教育の中核的な役割を担わせるというものです。理数フロンティア校は1校当たり20万円の予算を活用し、事業を実践することができます。本市では第五小学校と下里中学校が指定を受けたため、歳入及び歳出予算について40万円を増額するものです。これも全額、東京都からの支出金になります。

○山下生涯学習課長 生涯学習課では体育施設用地借り上げ事業として、体育施設用地10施設を賃貸借契約により民有地を借り上げています。本年4月1日をもって全て契約は完了し、その契約差金をここで予算要求しましたが、財務部との調整により、今回の補正予算の要求は12月補正あるいは3月補正に回してもらいたいという通知が先週の金曜日にありましたので、本要求については取り下げさせていただきます。

○岡野図書館長 「科学技術コミュニケーション推進事業」について説明します。図書館では昨年、独立行政法人科学技術振興機構の助成によりこの事業を実施してきました。その時に掛けていた傷害保険の割戻金が1,288円生じました。既に科学技術振興機構には昨年2月末で事業費の清算を行っていますが、ここで返還金及び10%の事業管理費についてさらに返還する必要が生

じ、今年の4月30日付で返還するよう依頼を受け、補正予算で返すという予算を計上するものです。保険の戻りについては既に雑入で市の会計に入っています。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 「言語能力向上推進事業」について伺います。第三小学校に加え第九小学校も指定を受けたということですが、予算要求シートの見積もりには「三小」「五小」とあります。

○加納指導室長 第三小と第九小の誤りです。訂正させていただきます。

○矢部第一職務代理者 「スポーツ推進校事業」についても伺います。小学校2校プラス中学校1校の指定となったということですが、具体的にどの学校のどのような計画が認定されたのですか。それとも、もっと見込んでいたがこれだけしか指定がされなかったということですか。または、手を挙げた学校がここだけしかなかったということですか。

○加納指導室長 各校が手を挙げましたが、結果的には小学校2校と中学校1校しか選ばれませんでした。選定基準については市の教育委員会として把握できていません。都の予算も限られていることが一つの理由だとは思いますが。

○井上委員長 「外部人材活用モデル事業」について伺います。久留米中学校が指定されたということですが、具体的にはどのような教育プログラムになるのですか。

○加納指導室長 さまざまな場合が考えられますが、久留米中学校ではキャリア教育で活用しました。中学校1年生を対象とした、「ドリームプラン」という将来の自分の夢を語っていくというキャリア学習で、ドリームプランを作成した団体に講師を依頼しました。時期については1年生が入学して3カ月経った7月に行っています。

○井上委員長 以上で質疑を終わり、討論に入ります。特に意見交換をしておく必要はありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第59号 平成25年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員賛成であり、よって、議案第59号は承認することに決しました。

◎諸報告

○井上委員長 日程第8、諸報告に入ります。「①第26回（平成25年度）圏域美術家展実施要項について」の説明をお願いします。

○山下生涯学習課長 「圏域美術家展」は多摩北部都市広域行政圏協議会、通称多摩六都にお住まいの方に身近に美術品を鑑賞していただくため、また、より一層の交流を深めていただくため、近隣5市を代表する著名な画家による、流派を超えて開催される絵画の展覧会です。この美術家展は毎年5市の持ち回りで開催していますが、平成25年度は東久留米市が当番に当たります。実施要項をご覧ください。名称は多摩北部5市美術家展、会期は本年11月27日の水曜日から、12月1日の日曜日までの5日間、各日とも午前9時から午後5時までです。なお、11月27日の初日の午後6時からオープニングセレモニーを実施し、11月30日及び12月1日の午後2時からの1時間には新たな試みとなりますが、作品案内を行う予定です。絵画の世界ではギャラリートークと言うそうですが、展示作品について画家の方々による作品案内の形式で取り組みを行うものです。会場は成美教育文化会館の1階にあるギャラリーになります。企画運営は、5市の画家14人による実行委員会方式の圏域美術家展実行委員会が行います。出品作品は東久留米市16点、小平市7点、東村山市6点、清瀬市6点、西東京市5点の合計40点を予定して

います。東久留米市は開催市ということで、申し合わせにより他市より多く出品できることになっています。出品作品についても新たな試みがあります。子どもたちによる鑑賞の機会を増やせるよう中学校の教員からの出品を考え、校長会で依頼したところ、中央中学校と西中学校から1人ずつの合計2人の教員から出品いただけることになっています。事務局は生涯学習課文化財係になります。予算は155万9,000円で、実行委員会への補助金という形で実施し、そのうち116万9,000円が東京都の市町村総合交付金から充てられています。

○井上委員長 この件は以上にとどめます。続いて、教育部長から報告をお願いします。

○東教育長職務代理者 お配りしました、7月31日付の馬場市長から井上教育委員会委員長宛の文書に関連して報告します。東久留米市教育委員会の委員の任命については、永田前教育長の任期が7月31日をもって満了となることに伴い、6月市議会定例会の一般質問において、また、最終日に行われた4人の議員からの緊急質問などのやりとりなどを報告してきました。

これまでも市長部局への申し入れ等を行ってきていますが、7月31日付で市長から委員長宛の文書が来ていますので、内容について報告します。「7月25日付にて重ねて申し入れを受けております標記の件につきまして」ということで、7月25日付の井上教育委員会委員長から馬場市長宛の文書にある「現教育長の任期満了日である7月31日までに教育委員会での説明をいただくことを強く要望します」という内容に対して、7月31日付で「私といたしましては、一連の状況に何らかの進展等がありました折には、改めて説明をさせていただきたいと考えておりますが、平成25年8月5日開催予定の教育委員会定例会に先立ち、お時間をいただいでご説明をさせていただきたいと考えております。つきましては、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます」とあります。これに対し、翌8月1日、市長宛に改めて申し入れを行うということで、この中では「東久留米市教育委員総意のもと、市長におかれましては8月5日の教育委員会定例会にお出でいただき、直接、市長のお考えや何らかの進展の状況を伺うことを再度要望いたします」という文書を出しています。

さらに8月2日付事務連絡で、企画経営室長から教育部長宛に文書が届いています。「東久留米市教育委員会の委員の任命について」ということで、内容は「東久留米市長に対し、東久留米市教育委員会委員長より平成25年8月1日付、25東久教総発第72号にて重ねて申し入れを受けています標記の件につきましては、8月5日の教育委員会終了後、市長応接室において、市長より改めまして教育委員会委員の皆様にご説明をさせていただきたく、ご配慮のほどよろしくお願い申し上げます」という内容です。

このような事務連絡も届いていることをここで報告し、これまでの経過及び受け取った文書の内容について、さらに今後の対応についても定例会終了後に教育委員の皆さんでご協議いただければと思っています。

○井上委員長 市長サイドから返答をいただきましたので、この後、検討していきたいと思いますが、いずれにしても教育委員会委員が1人欠員となっています。教育委員会は5人による合議制の委員会ですから、市長にはこの状況を速やかに解消して5人の委員で協議できるよう、また、市民のための教育行政の推進が可能になるように、しっかりと要請をしていきたいと思っています。

○岡野図書館長 先ほどご承認いただいた点検評価報告書の内容について、1箇所訂正をお願いしたく発言の許可をお願いします。

○井上委員長 図書館長、どうぞ。

○岡野図書館長 点検評価報告書の28ページの下から6行目の「評価」のところですが、「子ど

も読書活動支援計画」を「子ども読書活動推進計画」に訂正願います。

○井上委員長 了解しました。特に問題はないので訂正していただくことでお願いします。

そのほか、委員から報告はありますか。

○矢部第一職務代理者 研修に関して3件報告します。1件目は東京都市町村教育委員会連合会の研修についてです。8月1日に東京自治会館において第2回研修推進委員会が開催され、今年度の研修内容が決定しました。管外視察研修会については10月11日の金曜日に計画していましたが、視察先はインド人の子弟を中心としたインターナショナルスクールである、江戸川区のグローバル・インディアン・インターナショナルスクールに決まりました。ここには日本人も多数在籍しています。その後、江東区にあるパナソニックセンター東京において、理数教育に係る研修も受けることになりました。市町村教育委員会連合会から改めて出欠の確認等がありますので、ご都合のつく委員や事務局にご参加いただければと思います。2件目は理事の研修会についてです。来年の2月6日の午後に、東京自治会館で講演会を予定しています。講師は気仙沼市教育委員会学校教育課副参事兼指導主事でおられる及川幸彦氏、テーマは「東日本大震災からの教育の再生と創造」です。3件目はブロック別研修についてです。東久留米市が所属している第3ブロックの今年度の幹事市は東村山市です。10月23日の水曜日、東村山市にある国立ハンセン病資料館においてガイダンスビデオの視聴、語り部の話、展示見学という内容で研修を受けることに決まりました。こちらについても、出欠の確認等がありますのでよろしく願います。

◎閉会の宣告

○井上委員長 以上で平成25年第8回教育委員会定例会を終了します。

(午前11時01分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年8月5日

委員長 井上敏博(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)